十一条第三十九項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十項第一号」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十項第一号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十五項第二号」を「附則第十一条第四十項第二号」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十五項第三号」を「附則第十一条第四十項第三号」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十五項中「附則第十一条第四十五項第四号」を「附則第十一条第四十項第四号」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項各号中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条に次の五項を加える。

82　政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

83　政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　購入した機械及び装置　次に掲げる金額の合計額

イ　当該機械及び装置の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械及び装置の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ　当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

二　購入以外の方法により取得した機械及び装置　次に掲げる金額の合計額

イ　その取得の時における当該機械及び装置の取得のために通常要する価額

ロ　当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

84　政令附則第十一条第四十九項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　購入した機械装置等　次に掲げる金額の合計額

イ　当該機械装置等の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械装置等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ　当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

二　購入以外の方法により取得した機械装置等　次に掲げる金額の合計額

イ　その取得の時における当該機械装置等の取得のために通常要する価額

ロ　当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

85　法附則第十五条第四十九項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第２注21(11)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

86　政令附則第十一条第五十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　購入した償却資産　次に掲げる金額の合計額

イ　当該償却資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該償却資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ　当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二　購入以外の方法により取得した償却資産　次に掲げる金額の合計額

イ　その取得の時における当該償却資産の取得のために通常要する価額

ロ　当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

附則第八条の三の五第三項第二号及び第五項第二号中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

附則第十三条の三第二項第一号中「第三十一条の二第二項第十二号から」を「第三十一条の二第二項第十三号から」に、「同項第十二号、」を「同項」に改め、同号イ中「第十三条の三第十項第一号イ」を「第十三条の三第九項第一号イ」に改め、同号ロ中「第三十一条の二第二項第十二号、」を「第三十一条の二第二項」に、「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十二項」に、「同条第二十四項若しくは第二十五項」を「同条第二十四項若しくは第二十五項及び」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十二号又は第十四号」を「同号」に改め、同号イ中「第十三条の三第十項第二号イ」を「第十三条の三第九項第二号イ」に改め、同号ロ中「第三十一条の二第二項第十二号又は」を「第三十一条の二第二項」に改め、同項第三号イ中「第十三条の三第十項第三号イ」を「第十三条の三第九項第三号イ」に改め、同条第三項及び第四項中「第二十条の二第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第六項第二号中「第十三条の三第十二項第二号」を「第十三条の三第十一項第二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十三項第一号」を「第十三条の三第十二項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十四項」を「第十三条の三第十三項」に改め、同条第九項第三号中「第二十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第十一項中「第二十条の二第二十五項」を「第二十条の二第二十四項」に改め、同条第十二項第三号中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十三条の四第一項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第二十三条第一項第一号ハ(7)から(9)まで及び第二項第一号ハ(7)から(9)まで並びに第二十三条の二第一項第一号ハ(7)から(9)までの規定中「三十一年十月旧法」を「元年十月旧法」に改める。

附則第二十五条第一項第一号ハ(7)中「次条第一項」を「次条」に、「三十一年十月旧法」を「元年十月旧法」に改め、同号ハ(8)及び(9)並びに同条第二項第一号ハ(7)から(9)までの規定中「三十一年十月旧法」を「元年十月旧法」に改める。

附則第二十六条第一項第一号ハ(7)から(9)まで及び第四項第一号ハ(7)から(9)までの規定中「三十一年十月旧法」を「元年十月旧法」に改める。

第一号の三様式中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「「特例基準割合」」を「「延滞金特例基準割合」」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第一号の四様式の表中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「「特例基準割合」」を「「延滞金特例基準割合」」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同様式備考２中「なつた」を「なった」に改める。